



令和 6(2024) 年度

配水管布設工事（あがた駅北産業団地）その1

設 計 書

足 利 市

| | | | | | | | | | |
|------------------|---|------------|---------------------|----------------|------------|---------------|------------|------------|--|
| 令和 6(2024)年度 | 工事番号 C2-1 | 現 説 有・無 | 指 名 随 意 条件付一般 | 部長専 選考委 | 前金払 有・無 | 部分払 (回) | 国・県 市・受 | 併 合 施 工 | |
| 工事名 | 配水管布設工事（あがた駅北産業団地）その1 | | | | | | | | |
| 工事箇所 予算額 | 足利市 県町外 千円 予算対比額 | | | 過不足理由 ・予算措置 | | | | | |
| 予算科目 | 款 項 目 事 節 | | | | | | | | |
| 請負工事費計 | | | | | | | | | |
| 工事価格 | | | | | | | | | |
| 消費税相当額 | | | | | | | | | |
| 工 事 概 要 | 【工事概要】 | | | | | | | | |
| | ダクタイル鋳鉄管 φ150mm 配水管布設 498.6m φ150mm 仕切弁設置 5箇所 φ75mm 消火栓設置 5箇所 | | | | | | | | |
| 工 事 概 要 | 【設計理由】 | | | | | | | | |
| | あがた駅北産業団地造成により施工するもの。 | | | | | | | | |
| | | | | | 予定工期 | 月 日～ 月 日まで 日間 | | | |

数量総括表

| 工事区分(項目)・工種・種別・細別 | 規 格 | 単 位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 摘 要 |
|-------------------|----------------------|----------------|---------|---------|----------|
| ** 本工事費 ** | | | | | |
| 管路(開削) | | | | | YJ1J1000 |
| 管きよ工(開削) | | | | | YJ2J1100 |
| 管路土工 | | | | | YJ3J1110 |
| 管路掘削 | | 式 | | 1 | YJ4J1111 |
| 管路埋戻 | 砂 | 式 | | 1 | YJ4J1112 |
| 管路埋戻 | R C - 4 0 | 式 | | 1 | YJ4J1112 |
| 発生土処理 | 土砂 DID区間無し | m ³ | | 299 | YJ4J1113 |
| 管布設工(配水管) | | | | | YJ3J1120 |
| 特殊二次製品(配水管) | ダクティル鑄鉄管 φ 1 5 0 | m | | 498.6 | YJ4J1121 |
| 特殊二次製品(付属設備) | 仕切弁 φ 1 5 0 | 箇所 | | 5 | YJ4J1121 |
| 特殊二次製品(付属設備) | 地下式消火栓 リフト式 φ 7 5 | 箇所 | | 5 | YJ4J1121 |
| 特殊二次製品(ドレン管) | ポリエチレン管 φ 2 5 | 箇所 | | 3 | YJ4J1121 |
| 鑄鉄管布設 | ダクティル鑄鉄管 φ 1 5 0 | m | | 498.6 | YJ4J1122 |
| 付属設備設置 | 仕切弁 φ 1 5 0 | 箇所 | | 5 | YJ4J1127 |
| 付属設備設置 | 地下式消火栓 リフト式 φ 7 5 | 箇所 | | 5 | YJ4J1128 |
| 付属設備設置 (ドレン管) | ポリエチレン管 φ 2 5 | 箇所 | | 3 | YJ4J1128 |
| 管明示シート | 幅 1 5 0 mm | m | | 498.6 | YJ4J1129 |

数量総括表

| 工事区分(項目)・工種・種別・細別 | 規 格 | 単 位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 摘 要 |
|-------------------|--------------------|-----|---------|---------|----------|
| 管明示シート | 幅 7 5 mm | m | | 4.5 | YJ4J1129 |
| 管路土留工 | | | | | YJ3J1140 |
| 土留 | 両側分 H = 2. 0 0 m以下 | m | | 4.0 | YJ4J1141 |
| 土留 | 両側分 H = 2. 5 0 m以下 | m | | 24.0 | YJ4J1141 |
| 管路防護工 | | | | | YJ3J1150 |
| ポリエチレンスリーブ被覆工 | φ 1 5 0 mm | m | | 498.6 | YJ4J1151 |
| 仮設工 | | | | | YJ2J1300 |
| 開削水替工 | | | | | YJ3J1310 |
| 水替 | 作業時排水 発動発電機 | 式 | | 1 | YJ4J1311 |
| 交通誘導警備員 | | | | | YJ3J1330 |
| 交通誘導警備員 | | 式 | | 1 | YJ4J1331 |
| **直接工事費** | | 1 式 | | | |
| 共通仮設費 | | 1 式 | | | |
| **共通仮設費** | | 1 式 | | | |
| **純工事費** | | 1 式 | | | |
| 現場管理費 | | 1 式 | | | |
| **工事原価** | | 1 式 | | | |
| 一般管理費等 | | 1 式 | | | |

特記仕様書

第1章 (総 則)

第1条 適用範囲

1. 本工事は、「足利市水道事業工事標準仕様書」、「栃木県土木工事共通仕様書」、「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010（日本水道協会）」等に従うこととし、優先順位は前述の順とする。また、本仕様書記載事項は、上記の仕様書らより優先するものとする。
2. 本工事は、設計図書に基づいて施工するが、設計図書に明示されていない事項で工事の性質上必要と思われるもの、不明なものは監督員と協議の上、施工すること。
3. 特許及び実用新案等工業所有権に抵触するものについては、請負者の責任において処理すること。

第2条 諸法令等の遵守

1. 請負者は、本工事の施工にあたり「建設業法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」その他の関係法令等を遵守するとともに、工事の円滑な進捗を図ること。
2. 請負者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等について、その目的である工事現場に置ける適正な施工体制の確保、資源循環型社会の形成及び生活環境の保全等を考慮し、特に遵守に努めること。

第3条 適正な施工体制の確保

請負者は、請負金額500万円以上の建設工事の場合、工事实績情報サービス CORINS に登録（契約後10営業日以内）し、監督員に報告すること。

第4条 事前調査

1. 本工事に先立ち、地下埋設物等の「事前調査チェックシート」を監督員に提出すること。
2. 本工事に必要な関係官公署、企業等への諸手続きは、請負者が行うこと。
3. 設計図書に記載がない場合においても調査し、それぞれの管理者の立会いを求め、管理者不明の占用物件を発見した場合には、その位置を確認すること。また、その結果を図面に記し、監督員に提出し協議すること。
4. 境界杭や標示杭等は、必要に応じて控え杭、オフセットや写真等で記録をとること。

第5条 現場代理人の専任関係

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は現場代理人の兼任を認めることとする。兼任を認める工事は2件までとし、いずれも請負代金額が4,000万円未満であること。ただし、令和6(2024)年3月31日までに契約した工事を含む兼任については、3件まで認めることとする。

■ 兼任可

- 兼任不可 請負代金額が4000万円未満となった時は兼任可とする。
 請負代金額が4000万円未満であっても兼任不可とする。

第6条 法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第7条 情報共有システム【対象工事である 対象工事でない】

1. 実施にあたっては、「足利市情報共有システム実施要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
2. 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。
3. 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認められた場合などは、実施しないことができるものとする。

【実施要領 URL：市 HP】

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000060/000318/p001695.html>

第8条 週休2日制工事【対象工事である 対象工事でない】

1. 本工事は「足利市土木工事における週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。（発注者指定型）
2. 本工事は「足利市土木工事における週休2日制工事試行要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。（受注者希望型）

【実施要領 URL：市 HP】

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000060/000318/p001695.html>

第2章（工 事）

第1条 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に「土木工事施工計画書作成の手引き（栃木県県土整備部）」に基づいた、施工計画書を監督員に提出すること。
2. 請負者は、施工計画書に安全教育・研修訓練の計画を作成し、記載すること。
3. 計画配管図、断水計画及び各管径における掘削幅を記載すること。
ただし、「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」による算定値を最低値とする。
4. 現場組織図には、管接合従事者及び給水装置工事主任技術者を明記すること。

第2条 安全対策

1. 請負者は、工事期間中定期的に安全教育、研修、訓練を月1回・半日以上必ず行い、具体的な計画を施工計画書に記載すること。また、作業員が変わった時及び、作業内容に変更があった場合についても行うこと。
2. 請負者は、交通安全管理に十分注意し、道路工事保安施設設置基準に基づき、安全対策に講ずること。
3. 請負者は、一般車両の安全な誘導が必要となる箇所には、交通誘導員を配置し、公衆交通の安全を確保しなければならない。
4. 国道及び県道の指定路線については、交通誘導員のうち1名以上を有資格者（公安委員会の検定資格者）としなければならない。
5. 交通誘導員は、別表1のとおり、延べ1名を見込んでいるが、警察等の協議により変

更が生じた場合等は別途協議する。また、産業団地造成工事地内であるため、資機材等の搬入時においては、造成工事の請負者と協議すること。その上で変更を要する場合は別途協議によるものとする。

第3条 建設副産物処理

1. 共通事項

- (1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すると共に、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各1部提出すること。
- (2) 建設副産物の処理にあたっては、足利市建設副産物の管理基準（平成20年4月1日）により、監督員の確認を受け行うこと。また、作成図書は監督員に提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあって排出事業者（元請業者）は、処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書（厚生労働省作成又は建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

2. 建設発生土

- (1) 本工事により発生する建設発生土は、足利市建設副産物の管理基準により、下記のとおり行うものとする。
 - ア) 指定処理 (A) 搬出先 足利市 県町 あがた駅北産業団地地内
運搬距離 0.3 km
 - イ) 指定処理 (B) 残土の処分場所は、6 kmの範囲内に処理すると想定するが、発注後、請負者の裁量により処分地を確保するものとし、運搬距離については別途協議する。
- (2) 建設発生土を処理する場合は、処理先の見やすい場所に必ず標識を設けること。
- (3) 建設発生土を一時保管の後に工期を超えて処理を行う場合、これに係る管理及び土壌分析を含む費用等は請負者の負担とする。

3. 有価物

工事施工によって生じた現場発生品のうち、設計図面で撤去を示されている鋼材及び金物類は有価物とする。リサイクル業者等に売却処分を行わなければならない。また、その場合は品目及び数量を記載した引き渡し伝票等を監督員に提出する。ただし、発生の状態また数量等の状況により売却が困難な場合は、監督員と協議しその指示を受けなければならない。

4. 建設廃棄物

- (1) アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊は、径30 cm未満に小割して、「建設副産物の管理基準（案）（平成20年4月）栃木県県土整備部」に記載のある再資源

化施設に持ち込むこと。

- (2) 再資源化施設へ持込んだ状況等を、写真、捨土処理報告書および処理施設の受入れ書類（マニフェストA票、B2票、D票、E票）を提出して、監督員に報告するものとする。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえ、5年間保存すること。
- (3) アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化施設は、以下の施設を積算対象とする。

アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊の積算対象施設

| 施設名 | 所在地 | 積算対象施設 | 運搬距離 |
|------------|-------------------|--------|------|
| イズム鉱業(株) | 足利市小俣町 2995 番地 1 | | km |
| 篠崎建設(有) | 足利市権崎町字馬坂 1957 | | km |
| 足利市清掃事業(株) | 足利市久保田町 911 | ○ | 2 km |
| (有)石原運輸 | 足利市福富町 816-1 | | km |
| トウワ建設(株) | 足利市名草下町字持舟 4530-1 | | km |

5. 舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理

本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき適正に処理しなければならない。また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。

処理施設：吉澤精機(株)（佐野市 栄町） 運搬距離 25.0 km まで

第4条 竣工図

1. 布設した管の平面位置、土被り、境界又は構造物からのオフセット、継手番号及び配管を竣工図として竣工図書に添付すること。
2. 竣工図は請負額に依らず、作成・提出するものとする。
3. 区画整理事業区域において新規給水を取り出した際には、給水装置工事設計書（給水台帳：厚紙）に配水管より取出した給水管及び止水栓の平面位置、土被り及びオフセット等を記入し、竣工図書として提出すること。

第5条 使用材料

使用材料は設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等に適合したもので、かつ足利市指定使用材料であること。なお、前述の材料以外を使用する際は、事前に監督員と協議し承認を得ること。

第6条 管明示シート

管頂 30cm の位置に、足利市仕様の「管明示シート」を埋設すること。

第7条 ポリエチレンスリーブ

鋳鉄管を埋設土壌や地下水等を起因とする腐食から防護するためにポリエチレンスリーブを被覆し施工すること。

1. 材料は、日本ダクタイト鉄管協会の規定に適合するものとする。
 - (1) ポリエチレンスリーブは、JIS_Z_1702（包装ポリエチレンフィルム）1種の品質を有すること。
 - (2) ゴムバンドは、良質のERPを主原料とし、配合剤を加えたもので押出成型により、加硫製造したものであること。
 - (3) 粘着テープは、JIS_Z_1901（防食用ビニル粘着テープ厚さ0.2mm、幅50mm以上）の規定に準拠していること。
2. 施工に際しては、日本ダクタイト鉄管協会発刊によるダクタイト管用ポリエチレンスリーブ施工要領書（JWPA_W08）による。なお、サドル付分水栓は付属のポリエチレンスリーブでも被覆をすること。

第8条 管の接合に従事する者

1. 配水管

- (1) 配水管の接合に従事する者（以下、管接合従事者という）は、下記のいずれかに該当すること。ただし、接合時の補助的作業を担う者はこの限りでない。
 - ア. 「配水管工技能講習会（社日本水道協会）」又を受講し、登録証を取得した者。
 - イ. 「JDKA 継手接合講習会（日本ダクタイト鉄管協会）」を受講し、受講者証を取得した者。
 - ウ. 接合作業に従事し、15年以上の経験を有する者。
- (2) ダクタイト鋳鉄管の接合は、接合要領書（日本ダクタイト鉄管協会）に準拠すること。
- (3) 管接合従事者を所定の書式で監督員へ届出をすること。
- (4) 管接合従事者と現場代理人の兼任は認めない。
- (5) 下請負人からの管接合従事者の選任を可とする。

2. 給水管

- (1) 給水装置に係る工事の技術的な統括者として、給水装置工事主任技術者免状の交付（水道法第25条の5）を受けている者（以下、給水装置工事主任技術者）を選任すること。
- (2) 給水装置に係る工事に従事する者は、管接合従事者で有る必要は無いが、給水装置工事主任技術者の管理及び指導監督のもとで施工すること。
- (3) 給水装置工事主任技術者と現場代理人及び主任技術者の兼任を認める。
- (4) 給水装置工事主任技術者と管接合従事者の兼任を認める。
- (5) 既設配水管からの給水を、新設配水管からの給水へ切替える際は、給水管の更新範囲等について、監督員と協議し、承諾を得たうえで施工すること。

第9条 電子納品

1. 本工事は最終成果を電子納品の対象とする。そのために必要な事項について定める。
2. 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子

データとは、「電子納品運用に関するガイドライン（案）第10版〔栃木県〕」（以下「電子納品ガイドライン」という。）、及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下「CADガイドライン」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

3. 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステムを利用し、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで電子媒体（CD-R）に格納して2部提出する。なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙媒体で納品する。
「電子納品ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが監督員と協議の上、電子化を決定することとし、紙媒体による書類の提出は必要最小限とする。
4. 請負者は、納品するCD-Rに閲覧ソフト（ビューソフト）を格納の上、CD-Rをケースに収めた状態で納品すること。その際、ケース背表紙には「竣工年度」「工事名」「工事番号」を記載すること。工事番号は監督員に確認すること。
5. 請負者は、完了検査において、提出した電子データが「電子納品ガイドライン」及び「CADガイドライン」に基づき作成されていることを監督員の立会いのもと確認する。なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。
6. 請負者は、本工事の実施にあたり内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議しその指示を受けなければならない。

第10条 水道事業用地（別表2）について

1. 請負者は、本工事に係る要件を目的とする場合に限り、水道事業用地を使用することができる。使用においては、付属する工作物等の簡易な修繕や、草刈り等の環境整備を施すこと。
2. 使用を希望する場合、請負者は当該地の現在状況を監督員に報告し、第1項における修繕や環境整備について監督員と事前に協議すること。
3. 第1項に係る材料費や諸経費一切は、使用者の負担とする。
4. 使用者は、当該地へ第三者が無断に立ち入らないように措置すること。
5. その他、十分な安全管理をすること。

第11条 その他

本工事箇所は、造成や道路築造、ガス工事など、複数の工事が重複することから、工程や現場管理、安全管理等の調整を十分に行うこと。

別表 1

| 区分 | 現場条件 | 交通誘導員 A | | | 交通誘導員 B | | |
|----|---------------------------------|---------|----|----|---------|----|----|
| | | 日数 | 配置 | 人数 | 日数 | 配置 | 人数 |
| 1 | 昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員なし) | | | | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員なし) | | | | | | |
| 3 | 24 時間勤務 (うち交替要員〇人) | | | | | | |

別表 2 水道事業用地一覧 (事業未利用地)

| No. | 施設名 | 所在 | | 地目 | 地積 (m ²) | 用途区域 |
|-----|---------|------|----------|------|-------------------------|---------|
| 1 | 旧中川取水場 | 中川町 | 3708-2 | 水道用地 | 199.00 | 一種住居 |
| 2 | 問屋町取水場 | 問屋町 | 353-3 | 公園 | 828.00 | 準工業 |
| | | 問屋町 | 1535-16 | 公園 | 47.00 | 準工業 |
| | | 計 | | | 875.00 | |
| 3 | 小俣町水道用地 | 小俣町 | 1728-76 | 水道用地 | 293.00 | 一種中高層住居 |
| | | 小俣町 | 1728-116 | 水道用地 | 42.00 | 一種中高層住居 |
| | | 計 | | | 335.00 | |
| 4 | 島田取水場 | 島田町 | 980-1 | 水道用地 | 130.00 | 調整区域 |
| | | 島田町 | 980-3 | 水道用地 | 8.26 | 調整区域 |
| | | 島田町 | 980-4 | 水道用地 | 141.00 | 調整区域 |
| | | 計 | | | 279.26 | |
| 5 | 八幡取水場 | 八幡町 | 710-7 | 宅地 | 2,779.30 | |
| 6 | 八幡増圧場 | 八幡町 | 247-8 | 水道用地 | 45.00 | 一種低層住居 |
| | | 八幡町 | 247-45 | 水道用地 | 20.00 | 一種低層住居 |
| | | 計 | | | 65.00 | |
| 7 | 新宿取水場 | 新宿町 | 1079-3 | 水道用地 | 47.00 | 調整区域 |
| | | 新宿町 | 1079-4 | 水道用地 | 45.00 | 調整区域 |
| | | 計 | | | 92.00 | |
| 8 | 荒金取水場 | 荒金町 | 329-2 | 水道用地 | 72.00 | 調整区域 |
| 9 | 藤本取水場 | 藤本町 | 62-2 | 水道用地 | 95.00 | 調整区域 |
| 10 | 里矢場取水場 | 里矢場町 | 1781-2 | 水道用地 | 69.00 | 調整区域 |